令和６年度新ビジネス加速化支援事業（アドバイザー派遣業務）実施要領

第１　目的

　　　６次産業化または農商工連携に取り組む県内の農林漁業者等に対し、新商品企画等の構想や既存商品のブラッシュアップ、オープンファームの体験プログラムの策定等に関する相談を受け付け、専門のアドバイザーを派遣し、農林漁業者等の所得向上・経営安定化につながる新ビジネスへと発展させることを目的とする。

第２　アドバイザーの選任

前項の目的を達成するため、相談者からの相談内容に応じて、消費者ニーズを捉えた商品企画やマーケティング、販路開拓等に関し幅広い知識と豊富な経験を有し、本事業の推進に貢献することが見込まれる者を「農」イノベーションひょうご推進協議会（以下「協議会」という。）が選任する。

　　　なお、任期は令和７年３月３１日までとする。ただし、再任を妨げない。

第３　相談案件の決定

協議会は、アドバイザー派遣を希望する農林漁業者等の所得向上、経営安定化など、事業の目的に相応しいものを、別紙の採択条件に適合するもののうち予算の範囲内でアドバイザー派遣を受ける事業者（以下「相談者」という。）として決定する。

なお、予算の状況等に応じて、随時応募を受け付けることとする。

第４　アドバイザー派遣の内容

協議会は、相談者に対し、以下の条件でアドバイザーを派遣する。

（１）１案件につき、概ね１か月に１回程度とし、１回の相談時間は２時間程度とする。

（２）アドバイザーは、相談内容に対し、顧客ニーズを捉えた商品企画やマーケティング手法、販路先、オープンファームの体験プログラムの策定等について提案する。

（３）アドバイザーは必要に応じ、１次、２次及び３次事業者とのマッチング支援を行う。

（４）協議会は、アドバイザーからの報告に基づき、必要に応じて別途アドバイザーを追

加派遣し、課題解決に向けた支援を実施する。

第５　アドバイザーの謝金及び旅費

（１）アドバイザーに支給する謝金の単価は、１時間あたり9,000円とする。30分未満の場合は切り捨て、30分以上の場合は単価に1/2を乗じた額とする。

（２）相談者と面談する際の旅費については、兵庫県旅費規程の計算方法に準じて支給

する。

第６　費用負担

　　　アドバイザー派遣にかかる経費については、協議会が負担する。ただし、相談者が本事業に参加するために要した旅費等の経費については、相談者の負担とする。

第７　秘密の保持

アドバイザーは、本事業の実施により知り得た情報等について秘密を厳守し、この業務以外の目的に利用してはならない。

第８　事務局

　　　本事業の事務は、協議会事務局において行う。

第９ その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会会長が別に定めるものとする。

　附則

　　この要領は、令和６年４月１日から施行する。